

女優
小林綾子

×

最高裁判所事務総局家庭局長
豊澤佳弘



対談 「支えあう社会～成年

後見人向けビデオ「後見人になったなら・・・～後見人の仕事と責
女優の小林綾子さんをお招きし、高齢者や障害者を社会全体で支え
いただきました。

家庭裁判所について

豊澤 本日は、後見人向けビデオ「後見人になったなら・・・～後見人の仕事と責任～」に出演していただいた女優の小林綾子さんにお越しいただきました。よろしくお願いたします。

小林 こちらこそよろしくお願いたします。

豊澤 話の皮切りに、私から家庭裁判所について簡単にご説明したいと思います。

家庭裁判所は、戦後の昭和24年に発足した比較的新しい裁判所です。主とし

て取り扱っている事件は、家庭内のもめ事を解決する家事事件と、非行を犯した少年の立ち直りや更生のための審判を行う少年事件です。

一般的に「裁判所」というと、判決で白黒はっきりつけるというイメージがあると思うのですが、家庭裁判所では、家事事件であれば、例えば離婚調停が申し立てられた場合、当事者が将来に向かって再スタートできるよう、いったんきちんとした形で結末を迎えるためのお手伝いをします。また、少年事件であれば、非行を犯した少年が将来立ち直って更生



後見制度を通して～

任～」に成年後見人役として出演していただいた
る大切さなどについて豊澤家庭局長と語り合っ

するためにどのような方策が一番いいのかという観点から審判をします。そういう意味で、将来を志向した形での解決を目指すところに家庭裁判所の特徴があります。

また、家庭裁判所には、心理学など行動科学の専門的な知見を持った家裁調査官が配置されています。例えば子どもの親権について争いがある事件があれば、家裁調査官が子どもの幸せのためにはどのような解決が望ましいかという点を行動科学の知見を生かして調査し、その結果に基づき調停で再度話し合ったり、裁

判官が審判をします。裁判所の中でも行動科学の専門職種が配置されているのは家庭裁判所だけですので、そういう意味でも非常にユニークな裁判所なのです。

小林 家庭裁判所について私が漠然と抱いていたイメージは、離婚調停とか、子どもの問題を取り扱っている裁判所という程度のものでした。また、「家庭」裁判所であっても、「裁判所」と名がつくからには、堅いというか、少し怖いイメージもありました。

ところが、今回、後見人向けビデオのお仕事をさせていただく中で、裁判所の職員の方からお話を聞いてみると、実は身近な存在であり、家庭裁判所の手続に関しては窓口で案内していただけるということも知りました。

豊澤 裁判所の門をくぐらないで生涯を終える方のほうが圧倒的に多いと思います。裁判所はなかなか敷居が高いというのが一般的なイメージで、できることならお世話にならないで済ませたい（笑）。

小林 お世話にならないほうがいいとは思いますが、なければ困ってしまいますよね。家庭裁判所をはじめとして、裁判所の果たす役割は非常に大きいと思います。

社会や家庭のありようの変化

豊澤 家庭裁判所は、発足以来60年を超える歴史を持つまでになりました。戦後の混乱期から高度成長期を経て、バブルがはじけ、その後これまでの20年という戦後の歴史の中で、家庭や地域社会のあり方が変化してきています。それに伴い、



小林綾子

【小林 綾子（こばやし あやこ）】

女優。東京都出身。

NHK連続テレビ小説「おしん」でデビュー。映画「序の舞」「ヘレンケラーを知っていますか」「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの」、ドラマ「渡る世間は鬼ばかり」「剣客商売」をはじめ、映画・ドラマ・舞台にて幅広く活躍。

家庭裁判所で取り扱う事件、あるいは手続を利用する当事者の方々の考え方などが随分と変化しているように思うことがあります。

私たちは仕事柄、事件を通じて物事や社会を見ることが多いのですが、小林さんは「おしん」で10歳頃からドラマやお芝居、映画などの世界に関わられ、その後も様々な役を演じるなどされてきた中で、社会や家族のあり方の時代による移り変わりを感じられたことはありますか。

小林 「おしん」に出演させていただいた当時の私は、貧しかったりつらかったり大変だったりというわけではなく、ごくご

く普通の生活をしていました。ところが「おしん」の台本をいただいて読むと、それほど昔ではない明治時代の頃は日本全体がまだ貧しい暮らしをしていて、「そういうことがあったのか。」と、子どもではなかなか想像がつかない世界に衝撃を受けました。その時代には、家族の中に両親以外におじいちゃん、おばあちゃんが当たり前のようにいて、そしてきょうだい5人以上は普通にいるような状況で、助け合いながら生活するというものでした。

それが、戦後になって社会が変わり、時代が流れていくのと同時に、おっしゃるとおり生活のあり方が次第に変わってきたと思います。今は核家族が中心で、ドラマなどでも、親は同居せずに少し離れたところに住んでいたり、お互いに連絡をとるのにも遠慮しているような設定も多くなっています。

また、これは個人的な印象ですが、現代は親なしでは子どもが外に遊びに行けないような状況で、家の近所の公園で子どもだけで遊んでいる姿を見たことがないのです。それだけ様々な危険があるとは思いますが、子どもたちは一体何をしているのだろうと思うときがあります。物は豊かになり、生活も便利にはなりましたが、どこか心が貧しくなってしまう部分があると思うのです。

豊澤 今は1つの家庭で子どもは2人か1人、あるいは子どもはいないなど、子どもの数全体が少なくなって、外で子どもたちが遊び回っているのを見ることは本当に少ないですよ。

小林 そうなんです。



豊とよ澤さわ佳よし弘ひろ

【豊澤 佳弘 (とよさわ よしひろ)】
最高裁判所事務総局家庭局長。香川県出身。
昭和57年判事補任官。高松地家裁判事，最
高裁調査官，高松高裁事務局長，東京地裁判
事などを経て，平成21年8月から現職。

豊澤 子どもが小学校に上がると，習い事
や塾で忙しいとか，遊ぶにしてもコン
ピューターゲームが中心になったりど
か。仕方のない面もあるとは思いますが，
子どもが集団で遊ぶ中で相互の関係やつ
ながりの持ち方を学ぶ場が乏しくなっ
ているのは，やはり大きな変化だと感じま
す。

小林 そこは小さな社会ですから，その場で
学ぶことも多いと思うのです。また，家
庭についても同じことが言えると思いま
す。「おしん」を通じて，脚本を書か
れた橋田壽賀子先生の思いがたくさん込
められていました。人にどう接したらい
いか，人として大切なことは何か，いか
に自分が前向きでいられるか，という点
が描かれ，一生懸命やったことは神様が

見てくださり，報われる世界につながっ
ていくという，希望や勇気のわく素晴ら
しいものでした。

豊澤 私は昭和32年生まれなのですが，2
歳頃までは母方祖父母の家に同居してい
て，その後も小学生ぐらいまでは週末ご
とに祖父母のところへ遊びにいっていま
した。祖父母の家にはかまどがあって，
かまどでご飯を炊いていたんです。

小林 火をおこして。

豊澤 私は火吹き竹でふうふう吹いて火をお
こすのが好きだったんです。そういう状
況が昭和40年頃までは残っていまし
た。まだ蒸気機関車でしたし，冷蔵庫も
氷を上置いて氷の冷気で冷やすもの
で，氷屋さんが回ってくる時代でした。

小林 のどかですね。

豊澤 それが，いまやもうパソコン，携帯電
話，スマートフォンなど，いろいろなこ
とができるアイテムが出てきて，本当に
時代が変わってきました。

小林 進化して便利になったとは思いますが，
便利になればなるほど，人と会話し
なくて済むようになりますよね。何でも
メールで済ませられる。

豊澤 特にメールは便利ですが，何でもメー
ルばかりになってしまう。私自身も便利
で使ってはいるのですが，何だかちょっ
とおかしいなと思うときがあります。

小林 買い物も全部インターネットででき
てしまう。お店に行けば「こんにちは」「こ
れはどんな感じですか」などと店員さん
と会話をしますが，インターネットだと，
自分でいろいろと検討して，自分の判断
で選ぶ。本当に話をしないで済んでしま
うので，危機感さえも感じることもあり



後見人向けビデオ
「後見人になったなら…～後見人の仕事と責任～」より

ます。

豊澤 対面でのやりとりをしなくても生活できることで、社会全体としてのつながりが弱くなっている。便利になるのが決して良いことばかりではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

成年後見制度

○成年後見制度の利用について

豊澤 成年後見制度は平成12年に始まった制度ですが、それ以前にも、判断能力が不十分な方に代わって契約をしたり、財産の管理をする「禁治産宣告」という制度がありました。

小林 言葉だけは聞いたことがあります(笑)。

豊澤 存在はしていたのですが、少々使いづらい制度でもあったし、高齢化社会が間近に迫っていることなどから、新しい形で「成年後見制度」というものができたのです。この制度ができてから、平成23年3月末で11年が経過しました。

成年後見制度の利用件数は基本的に右肩上がりの状況で、平成22年には3万件を超える数字となっています(表)。

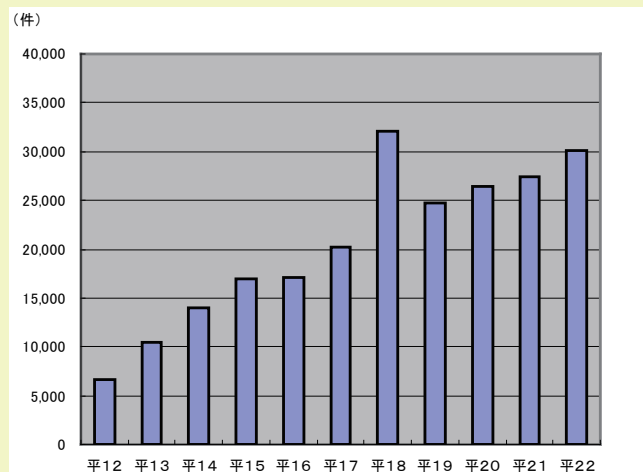
制度の利用が必要な方の多くは、認知症などで判断能力が十分でなくなった高齢者の方です。

今回、小林さんには、判断能力の不十分なご本人に代わって契約や財産管理をする役割を担う成年後見人役で出演していただいたわけです。

小林 撮影の時にまず感じたことを正直に申し上げますと、手続がいろいろと大変だなと(笑)。書類を作成する場面や様々な申立てをする場面が多く、「さっきもこのシーンを撮った気がするけど?」と思うことが多かったのです。ですが、「次の場面は、…という必要があって行うシーンです。」と言われると、ああそうかと。一つ一つの仕事をきちんと行わなければならない後見人の仕事は、なかなか大変だと感じたのです。

ところが、撮影が進んでいくと、ご本人を尊重して権利を守るためには、これだけの書類や手続が必要であることが次第によくわかってきたのです。後見人の仕事は、ご本人にとって最も適切と思わ

(表) 成年後見関係事件の申立件数



※成年後見関係事件：後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件

後見人向けビデオ「後見人になったなら・・・～後見人の仕事と責任～」



各家庭裁判所において後見人に選任される予定の方・選任された方に視聴していただくことを想定して作製したビデオで、「後見人」の仕事と責任についてわかりやすく説明したものです。

このビデオには「成年後見編」と「未成年後見編」の2つのパートがあり、小林綾子さんは「成年後見編」における成年後見人の役を演じられています。

れることを実行する大切なものだという
ことを、撮影を通して本当に実感しまし
た。

豊澤 家庭裁判所では、例えば、成年後見制
度を利用する際に必要な書類を定型的な
ものにしたり、必要最小限のものとする
努力はしているのですが、一般の利用者
の立場からすると、まだまだハードルが

高い面があることは否定できないと思い
ます。

一方で、家庭裁判所は、ご本人に関す
る情報が全くないところからスタートし
ます。そのため、ご本人の状態や親族関
係、あるいはご本人の財産に関して必要
な資料を出していただかないと、裁判所
では状況を把握できないのです。そのよ



【大法廷裁判官席にて】



【大法院裁判官席から全景を眺める小林さん】

うな事情もあって、ご本人のために手続を進めていく上で、必要最小限の資料は準備していただくことになります。

○後見人のサポートについて

豊澤 現在、弁護士や司法書士といった親族以外の第三者の専門職を後見人に選任する事件が全体の約4割となっています。裏を返せば、約6割の事件は、親族のどなたかを後見人に選任している状況となります。

親族の後見人の方に対しては、後見人として何をしなければならないか、逆に何をしてはいけないのかといったことを十分に理解していただく必要があるため、家庭裁判所では、後見人向けのパンフレットや手引などを用意しています。

小林 後見人に対して職務説明会を行っている家庭裁判所もあると聞きました。

豊澤 そのとおりです。それに加えて、視覚や聴覚を交えて「百聞は一見にしかず」という形で理解を深めてもらいたいと考え、後見人向けのビデオを作製することになったのです。

小林 ご本人にとって身近な親族のほうが、後見人としてふさわしい場合も多いのだろうと思います。ですから、今回のビデオのように、専門職ではない一般の方々にとってよりわかりやすい方法で後見人の仕事について説明することは、非常に重要であると思います。

豊澤 深刻な話になりますが、後見人がご本人の財産を後見人自身のために使ってしまった場合、ビデオにもありますが、ご本人に与えた損害を賠償する責任を負ったり、刑事罰が科されることとなります。ところが、何らかの事情で後見人の生活が窮迫したときなどに、ご本人の預金が

パンフレット「成年後見制度—詳しく知っていただくために—」



成年後見制度の利用を検討している方に対して、家庭裁判所での一般的な手続の流れ、成年後見人の仕事、成年後見登記制度などを知っていただくために作成したパンフレットです。
このパンフレットは、裁判所ウェブサイトにも掲載されています。

【ウェブサイトアドレス】

<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/>

あると・・・

小林 少し助けてもらおうかなと思ってしま
う。

豊澤 人間というのは弱いですから。それは
決してないとは言えないと思います。家
庭裁判所は必要に応じて後見人に報告を
求めており、これが一種の心理的けん制
にはなっているのですが、特に親などの

近い親族の預金ですと、つつい・・・と
いう事案が、割合としては少ないのです
が一定数生じている現実があります。

このような事情を背景に、適正な後見
事務を確保するため、必要に応じて専門
職を後見人に選任したり、あるいは後見
監督人に選任して親族後見人の後見事務
のチェックとサポートをしていただく場



【最高裁判所図書館にて】



合もあります。

小林 自分が親の後見人に選任されることになった場合、後見人の仕事の大変さや権限の重さにきつと不安を抱くと思うんです。その辺をそのような形でサポートしていただけるのであれば、それは本当に助かると思います。

豊澤 権限が大きいというのは、それに伴う責任も大きいということになります。そのような立場の後見人をサポートする態勢については、社会全体で作り上げていく必要があると思っています。

社会全体で支えるために

豊澤 小林さんが出演されている映画「ヘルンケラーを知っていますか」では、ヘルパーの支援を受けながら自立して生活す

る視聴覚障害者の役割を演じられています。また、別の出演映画である「命の山河 日本の青空Ⅱ」では、長く無医村であった山あいの村における医療問題をテーマにされています。このように個人の力ではどうにもならない部分に対しては、社会として制度をきちんとつくり、それが必要なところを漏らさずフォローできる態勢を整備することが大事だと感じています。

小林 人間はどうしても大変なことや面倒なことから目を背けがちで、高齢者の問題にしても、障害者の問題にしても、自分が健康であると無関心になりがちなのですが、今後の社会を考えると、そのような方々を支える地域の様々な協力やサポート態勢が必要になると思います。

最近のニュースを見ていると、お年寄りが何らの支援も受けずに孤独死していたにもかかわらず、それに近隣住民が全く気づかないということが実際にあるわけですね。児童虐待の問題もそうかもしれませんが、亡くなっている方が近くにいることに何か月も気づかないような世の中では、とても寂しく感じます。

豊澤 プライバシー等の難しい部分もあり、また社会的なしきたりのような拘束力が弱まってきている。それは良い面もあるのだろうとは思いますが、それが行き過ぎて、社会と人、あるいは人と人とのつながりが薄れてしまうと、おっしゃられたような孤独死などの事態につながっていくことになるのだと思います。

成年後見制度の関係ですと、社会で支えるための重要な組織として、市町村単位で設置されている「地域包括支援セン

ター」が更に充実することが望めます。また、親族や専門職ばかりではなく、ボランティア的な形で後見人として関わりたいという意欲のある方を、いわゆる「市民後見人」として育成し、彼らをサポートする仕組みを確実に構築した上、そういった方に、例えば身寄りがないご本人の後見人として活躍していただくような取組も必要になると思います。

小林 私も、これから年を重ねていくと、いろいろと考えなければならぬことが多くなると思うので、「地域包括支援センター」のような場所が充実した機能を持ち、様々な相談に対応していただけるようになると、本当に助かると思います。

豊澤 家庭裁判所としては、後見監督のあり方、そして後見人の育成の問題などについて、法務省や厚生労働省とも協議を重ねながら検討していく必要があると考えています。

家庭裁判所へのメッセージ

豊澤 最後に、家庭裁判所に対して何かメッセージをお願いできますでしょうか。

小林 身近で親しみのある家庭裁判所であってほしいと思います。今でも様々な努力をしていただいているとは思いますが、より距離を縮めていただきたいと。

豊澤 家庭裁判所では、どのような申立てが必要か、また申立てに必要な資料は何かといった点を利用者の方々にお知らせするというところを行っています。これを「家事手続案内」と呼んでいますので、必要があれば是非ご利用ください。

一方、何らかの法律的な問題について

相談したい場合には、例えば「法テラス（日本司法支援センター）」を利用することができます。その他にも様々な相談機関がありますが、各相談機関で対応が可能な範囲などを、一般の方々にとってわかりやすいように整理する必要があるかもしれません。おっしゃられるように、困ったときの的確なサポートや法的な支援が得られることが非常に大事だと思います。家庭裁判所としても、より身近で利用しやすい、頼りがいのある裁判所を今後も目指していきたいと思っています。

小林 どの家庭においても様々な問題があると思うので、そのようなことを是非お願いしたいと思っています。

豊澤 本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

小林 こちらこそありがとうございました。



【正面玄関にて】